国内からの志願者用

『特別事情の書き方と文例』

 \square (例 $1 \sim$ 例 9)を参考にして御事情を整理し、「応募資格審査に申請する特別事情」の 欄に御記入ください。

······

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住 (2ページ)
 - (例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合
 - (例2) すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合
- 2 保護者の転勤以外の事情による転居(3ページ~4ページ)
 - (例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合
 - (例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合
 - (例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合
- 3 保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居(5ページ~6ページ)
 - (例6) 中学卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合
 - (例7) 他府県に山村留学し、中学卒業を機に、府内在住の保護者の元に戻る場合
 - (例8) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合
- 4 他府県在住者で、地形等で希望学科がない場合(7ページ)
 - (例9) 他府県の中学校卒業見込みで、芸能文化科を志願する場合

(転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容)

- ・「誰」が府内に転居予定であるか
- ・府内の転居先とその住居形態(持ち家、賃貸、社宅等)について
- ・ 転居予定日 (3月末までに転居が完了すること)
- 転居する特別事情
- *特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者(父母)」、「保護者(父)」、「母(保護者)」、「父(親権なし)」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。
- *特別事情を説明する文章で、大阪市、堺市に転居等する場合は、区(大阪市〇〇区、堺市〇〇区)まで 記述ください。
- *応募資格審査申請書には、卒業(予定)中学校による、他都道府県中学を卒業するが、他都道府県の公立高等学校を志願しない(大阪府の公立高校のみを志願する)旨の副申が必要となります。

1 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が4月1日付府内に転勤となるため)

(誰が)⇒(本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に) (転居予定日) ⇒ (3月23日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

父(保護者)の転勤①に伴い、家族全員②で府内へ転居し、□□市内の社宅(借り上げ住宅)③に入 居することになった。転居は令和8年3月23日④の予定である。

【参考】「3月23日(転居予定日)までに家族全員が入居予定である」ことの証明書が必要となりま す。

*お住まいが社宅でなく、持ち家の場合には、保護者が持ち主であること、賃貸住宅の場合には、契 約者が保護者であることがわかる証明書の提出が必要となります。

(例2) すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が 10 月に転勤のため府内に転居。このたび、本人と母が転住) 【さらなる特別事情】⇒(本人の中学卒業を機に、府内に転住し、同居するため)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の持ち家で同居) (転居予定日) ⇒ (3月 24 日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

父親(保護者)は令和7年10月1日付けで転勤し、○○市内に在住することになった。本人が中 学3年に在学中であるため、卒業まで母親とともに、名古屋市内に残ることとし、父親が単身赴任 し、現在に至っている①。

本人が中学校を卒業する機会に母親と本人②が府内に転居し、父親と同居することになった。 なお、転居地は、○○市内の持ち家(父親名義)③であり、令和8年3月24日④に入居予定である。

【参考】お住まいになる住居の証明が必要となります。(父の現在の住居から変更する場合には、変更 予定の住居の証明が必要となります。)

2 保護者の転勤以外の事情による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情)⇒(母方の祖父の介護で同居が必要となったため)

【さらなる特別事情】⇒(父は勤務のため、府内に転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態)⇒(祖父名義の持ち家に) (転居予定日)⇒(3月21日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 府内に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母(保護者)が②本人の中学校卒業を機に、 祖父(○○市在住)と同居③することとした。

父(保護者)は仕事の関係で神奈川県に残る予定①である。なお、転居先の住居は、祖父名義の持 ち家③であり、令和8年3月21日転居予定④である。

【参考】保護者が所有又は契約等しない住居に転居する場合は、高等学校課学事グループ(TELO6-6944-6887) までお問い合わせください。又、保護者が府内に住居を新築又は、購入して転居する 場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。

(例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合

(転居の特別事情) ⇒ (府内に持ち家を購入したため)

(誰が)⇒(本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (3月24日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

△△市に住居(父(保護者)名義)を購入(新築)③したため、現在の賃貸住宅を退去し①、家族 全員②で転居することとした。令和8年3月24日転居予定④である。

【参考】購入した自宅が保護者の持ち家であり、引渡しが3月31日までであることが確認できる (公営住宅等の場合には、入居と入居予定日が確認できる) 書類の提出が必要です。

(例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合

(転居の特別事情)→(現在の賃貸契約満了に伴い、新たに府内の賃貸物件と契約したため) (誰が)⇒(本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の賃貸住宅に) (転居予定日) ⇒ (3月23日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

現在、本人及び保護者(父、母)が住んでいる、滋賀県内の住宅の賃貸契約が令和8年3月末で満 了になるのを機に、家族全員②で府内に転居する①こととした。転居先は大阪市○○区に新たに契約 する賃貸住宅③で、今和8年3月23日転居予定④である。

【参考】賃貸住宅の契約者が保護者であり、転居予定日までに入居可能であることが確認できる証明 書類(府営住宅の場合は当選通知書等、社宅等の場合は、会社が家族全員の入居を転居日までに認め る証明書)の提出が必要です。

- 3 保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居
- (例6) 中学卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合

(転居の特別事情) ⇒ (中学までは、三重県の祖父の元で生活し、中学に通っていた) (誰が) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内在住の保護者の元に) (転居予定日) ⇒ (3月 24 日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
- ④ 転居予定日

現在、本人②は、三重県で父方の祖父と生活しているが、本人の中学卒業を機会に①、府内在住の 保護者(父、母)の元③に戻ることとしたので、府内の公立高校に志願したい。令和8年3月24日転 居予定④である。

【参考】保護者が府内在住であることを証明する書類(住民票の写し等)の提出が必要となります。

(例7) 他府県に山村留学し、中学卒業を機に、府内在住の保護者の元に戻る場合

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

本人②は、本人のみ住民票を○○県に異動し、○○県の△△中学に、中学1年生より、山村留学① し、現在にいたる。本人の中学卒業を機に、府内在住の保護者の元③に戻ることとしたので、大阪府 の公立高校に志願したい。令和8年3月23日転居予定④である。

【参考】保護者が府内在住であることを証明する書類(住民票の写し等)の提出が必要となります。

(例8) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

(転居の特別事情)⇒(離婚により、親権を持った母が、府内に転居したため) 【さらなる特別事情】⇒(中学卒業までは(親権のない)父方の祖父母と同居)

(誰が) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態)⇒(母が新たに契約する府内の賃貸住宅)

(転居予定日) ⇒ (3月24日)

*次の①~④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情
- ② 府内に転住する者(すべて) ③ 府内の転居先と住居形態

④ 転居予定日

保護者の離婚により、母が親権を持つこととし、母は府内の実家に転居した。本人②は中学校卒業 まで、○○県の父(親権なし)方の祖父母の元にとどまることとし、中学卒業を機に、母(保護者) と暮らす①こととした。母は△△市内の賃貸住宅に転居し、本人と同居③する。今和8年3月24日転 居予定④である。

【参考】保護者とは、本人に対して親権を行う者を言います。新居となる賃貸住宅については、契約 者が母であり、3月24日までに入居可能であることの証明の提出が必要です。また、保護者である 母親が、住居を移さずに本人と同居する場合でも、母が府内在住であることを示す証明書の提出が必 要となります。

4 他府県在住者で、地形等の関係上、その府県の高等学校へ通学することが困難か、 その府県に希望する学科がない場合

(例9) 他府県の中学校卒業見込みで、芸能文化科を志願する場合

現在、本人は保護者(父母)とともに〇〇県で居住しているが、本人が芸能文化科への入学を希望するため、府立東住吉高等学校への入学を志願したい。通学に要する時間は1時間程度であり、入学後も、現在の住所より通学する。

【参考】自宅(現在の住所)より、通学が可能(例の場合は、1時間で通学可能であること)を示す 書類の提出が必要となります。